

◎新潟県告示第608号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

- 1 指定する形質変更時要届出区域
燕市東太田字上筒丸2616番の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物